

高松市・香川町合併協議会

第5回会議資料

日時：平成16年4月15日（木）

午後1時30分

場所：高松市役所 13階 大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1 0 号	高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部 変更について -----	1
報告第 1 1 号	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 6 項の規定 による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表に ついて -----	4
報告第 1 2 号	副幹事長の互選結果について -----	8
報告第 1 3 号	高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部改正 について -----	9

(議 案 事 項)

議案第 1 0 号	平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会事業計画 について -----	1 7
議案第 1 1 号	平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会予算 について -----	1 9

(協 議 事 項)

協議第 1 号	合併の方式（協定項目第 1 号）について （第 3 回会議提案：継続協議） -----	2 5
---------	--	-----

(そ の 他)

	市町村合併関係 3 法案の概要について -----	3 0
	高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	3 0

報告第 1 0 号

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙 1)

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び香川町は、高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）第3項に規定する協議会の副会長及び協議書第5項第2号に規定する協議会の事務に従事する職員について、次のとおり協議して定めたので、協議書第10項の規定に基づき、変更協議書を取り交わす。

記

協議書第3項を次のように改める。

3 副会長

規約第7条第1項に規定する協議会の副会長には、香川町長 岡 弘司
を選任する。

協議書第5項第2号を次のように改める。

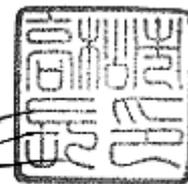
(2) 規約第13条第3項に規定する協議会の事務に従事する職員については、
1市1町の長がそれぞれ命じた職員とする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年1月30日

高松市
高松市長

増田 昌三



香川町
香川町長

岡 弘司



(別紙 2)

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び香川町は、高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）第 4 項に規定する規約第 8 条第 2 項に規定する委員について、次のとおり協議して定めたので、協議書第 10 項の規定に基づき、変更協議書を取り交わす。

記

協議書第 4 項を次のように改める。

4 委員

規約第 8 条第 2 項に規定する委員については、次のとおりとする。

西川 勝秀（合併協議会設置請求代表者）

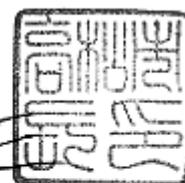
この協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、1 市 1 町の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 4 月 1 日

高松市

高松市長

増田 昌三



香川町

香川町長

岡 弘司



報告第 1 1 号

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 6 項の規定による合併協議会
設置請求代表者への通知及び公表について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条第 6 項の
規定により、合併協議会設置請求代表者に対して、市町村建設計画の作成その
他市町村の合併に関する協議の状況について、別紙のとおり通知するとともに
公表したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙 1)

高 香 合 第 2 2 号
平成 1 6 年 2 月 2 3 日

高松市・香川町合併協議会
設置請求代表者 様

高松市・香川町合併協議会
会長 増 田 昌 三

市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況について(通知)

このことについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第6項の規定により、次のとおりお知らせします。

記

1 協議会の開催及び協議状況について

平成15年9月1日の合併協議会設置以降、合併に関する協議及び市町村建設計画作成に係る協議を行うため、本日まで4回の協議会を開催しました。

【第1回会議】.....平成15年9月4日開催

(1) 報告事項

報告第1号 高松市・香川町合併協議会規約について

報告第2号 高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書について

(2) 協議事項

議案第1号 高松市・香川町合併協議会会議規程について

.....原案どおり決定

議案第2号 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程について

.....原案どおり決定

議案第3号 高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について

.....原案どおり決定

議案第4号 高松市・香川町合併協議会幹事会規程について

.....原案どおり決定

議案第5号 平成15年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

.....原案どおり決定

議案第6号 平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

.....原案どおり決定

【第2回会議】.....平成15年10月23日開催

(1) 報告事項

報告第3号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について

報告第4号 幹事長及び副幹事長の互選結果について

報告第 5 号 高松市・香川町合併協議会だよりの発行について
報告第 6 号 高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について

(2) 協議事項

議案第 7 号 合併協定項目について ……原案どおり決定

【第 3 回会議】 ……平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日開催

(1) 報告事項

報告第 7 号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について

(2) 議案事項

議案第 8 号 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について
……原案どおり決定

議案第 9 号 合併協定項目の協議方針について ……原案どおり決定

(3) 協議事項

協議第 1 号 合併の方式（協定項目第 1 号）について
・「新設合併」と「編入合併」の二つの方式を提案
高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。

【第 4 回会議】 ……平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日開催

(1) 報告事項

報告第 8 号 高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について
報告第 9 号 住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について

(2) 協議事項

協議第 1 号 合併の方式（協定項目第 1 号）について
・第 3 回会議提案：継続協議

2 協議状況等の公開について

合併協議会の協議状況等については、次のとおり公開しています。

- (1) 合併協議会の会議は公開しています。（傍聴定員 7 0 人以内）
- (2) 協議会だよりを発行し、合併協議会の協議状況についてお知らせしています。
- (3) 合併協議会の会議資料及び会議録等については、ホームページで公開しています。

また、次の場所で閲覧できます。

- ・高松市役所情報公開コーナー
- ・香川町役場総務課
- ・高松市・香川町合併協議会事務局

3 添付資料

高松市・香川町合併協議会 第 1 回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会 第 2 回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会 第 3 回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会 第 4 回会議資料、会議録

(別紙 2)

市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第6項の規定により、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況について次のとおり公表します。

平成16年2月23日

高松市・香川町合併協議会
会長 増田昌三

記

1 公表するものの内容

高松市・香川町合併協議会	第1回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会	第2回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会	第3回会議資料、会議録
高松市・香川町合併協議会	第4回会議資料、会議録

2 公表の場所及び時間

公表の場所は、次のとおりであり、その時間については、当該指定場所の執務時間内とする。

高松市役所情報公開コーナー	高松市番町一丁目8番15号
香川町役場総務課	香川郡香川町大字川東上 1865番地13
高松市・香川町合併協議会事務局	高松市番町一丁目8番15号

報告第 1 2 号

副幹事長の互選結果について

平成 1 6 年 4 月 7 日に開催した幹事会において、高松市・香川町合併協議会幹事会規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、幹事会の副幹事長が互選されたので、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

副幹事長	松 本 吉 弘 (香 川 町 助 役)
------	-----------------------

報告第 1 3 号

高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

高松市及び香川町の組織機構の見直し等に伴い、平成 1 6 年 4 月 1 日付けで高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部を次のとおり改正したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

別表を別紙のとおり改める。

(別紙)

別表(第1条、第3条関係)

高松市・香川町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	香 川 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 建設課長 建設課長補佐 出納室総括係長
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 税務課長 税務課長補佐 保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐 総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐 健康増進室長 病院事務長 病院事務次長

環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	環境課長 環境課長補佐
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	経済課長 経済課長補佐 建設課長 建設課長補佐
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐 水道課長 水道課長補佐 環境課長 環境課長補佐
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務課長 総務課長補佐
水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	水道課長 水道課長補佐

教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	学校教育課長 社会教育課長
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	総務課長 総務課長補佐 学校教育課長 社会教育課長 経済課長 経済課長補佐
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	総務課長 総務課長補佐
公平部会	公平委員会事務局長	総務課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会書記長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局主幹	農業委員会事務局副主幹
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	町議会事務局長

(参考 / 新旧对照表)

凡例：変更委員 _____

1 企画財政部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 <u>出納室副主幹</u>

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
企画財政部会	企画財政部長 <u>企画財政部参事</u> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 <u>出納室総括係長</u>

2 市民部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 <u>市民生活課ボランティア</u> <u>・市民活動室長</u> 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 <u>市民会館管理事務局長</u> 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 税務課長 税務課長補佐 保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 税務課長 税務課長補佐 保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐 <u>総務課長</u> <u>総務課長補佐</u> <u>企画課長</u> <u>企画課長補佐</u>

3 環境部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
環境部会	環境部長 環境部次長 <u>環境総務課長</u> <u>環境総務課産業廃棄物対策室長</u> <u>環境総務課新清掃工場整備室長</u> 環境保全課長 <u>リサイクル推進課長</u> <u>リサイクル推進課適正処理</u> <u>対策室長</u> <u>クリーン事業課長</u>	環境課長 環境課長補佐

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
環境部会	環境部長 <u>環境部参事</u> 環境部次長 <u>環境政策課長</u> <u>環境政策課環境施設対策室長</u> 環境保全課長 <u>廃棄物指導課長</u> <u>環境業務課長</u> <u>環境業務課適正処理対策室長</u>	環境課長 環境課長補佐

4 都市開発部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課高速交通対策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐

5 教育部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育次長 学校教育課長補佐

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	学校教育課長 社会教育課長

6 文化部会

旧		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 <u>文化芸術ホール整備課長</u> 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	総務課長 総務課長補佐 <u>教育次長</u> 経済課長 経済課長補佐

新		
部 会 名	高 松 市	香 川 町
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	総務課長 総務課長補佐 <u>学校教育課長</u> <u>社会教育課長</u> 経済課長 経済課長補佐

議案第 10 号

平成 16 年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

平成 16 年度高松市・香川町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 16 年 4 月 15 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会事業計画

- 1 合併協定項目の協議
- 2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- 3 建設計画の作成
- 4 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査研究

議案第 1 1 号

平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会予算について

平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・香川町合併協議会予算

平成16年度高松市・香川町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年4月15日

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		16,750
	1 負担金	16,750
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		16,750
	1 県補助金	16,750
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		33,502

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		8,482
	1 会議費	2,624
	2 事務費	5,858
2 事業費		24,920
	1 事業推進費	24,920
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		33,502

歳入歳出事項別明細書

歳入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	16,750	9,500	7,250	1 市町負担金	16,750	合併協議会負担金 高松市 11,541 香川町 5,209
計	16,750	9,500	7,250			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	16,750	9,500	7,250	1 県補助金	16,750	市町合併促進支援事業費補助金
計	16,750	9,500	7,250			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	1	
計	1	0	1			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

歳 出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	2,624	1,637	987	1 報酬	650	協議会委員等報酬
				9 旅費	1,092	協議会委員等費用弁償
				11 需用費	77	協議会賄料
				13 委託料	432	会議録作成委託料
				14 使用料及び 賃借料	373	会議室使用料 100 放送録音機器借上料 273
計	2,624	1,637	987			

(款) 1 運営費 (項) 2 事務費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務費	5,858	3,682	2,176	1 報酬	2,256	臨時職員報酬 (1 人)
				3 職員手当等	1,800	職員手当等
				4 共済費	302	臨時職員社会保険料等
				9 旅費	335	日額旅費等
				11 需用費	630	消耗品費等
				12 役務費	200	通信運搬費
				13 委託料	35	臨時職員健康診断委託料
				14 使用料及び 賃借料	250	車借上料等
				18 備品購入費	50	事務用備品等
計	5,858	3,682	2,176			

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	24,920	13,582	11,338	8 報償費	512	委員研修講師謝金等 200 協議会だより配布者報酬 312
				11 需用費	40	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	4,601	協議会だより運搬料等
				13 委託料	15,767	協議会だより作成委託料 7,604
						協議会だより仕分け配送委託料 963
19 負担金、補助及び交付金	4,000	建設計画作成等委託料 6,000 ホームページ管理委託料 1,200 県職員派遣負担金				
計	24,920	13,582	11,338			

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	100	0		100	予備費
計	100	100	0			

協議第 1 号（第 3 回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）について、協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

<案1>

協定項目	第1号	合併の方式について
高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。

このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、さまざまな都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と香川町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

< 案 2 >

協定項目	第 1 号	合併の方式について
香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と香川町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の香川町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

新設合併と編入合併の比較

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議 会 の 議 員	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を探ることができる。
農 業 委 員 会 の 委 員	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

(参考2)

合併の方式(協定項目第1号)について

先進地域の事例									
先進地域(10市)の事例									
新設合併					編入合併				
新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日	新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日
宗像市	宗像市	81,588	76.82	15年4月1日	新潟市	新潟市	501,413	205.94	13年1月1日
	玄海町	9,559	34.68			黒埼町	25,893	25.97	
静岡市	静岡市	469,695	1146.19	15年4月1日	つくば市	つくば市	165,978	259.59	14年11月1日
	清水市	236,818	227.66			荃崎町	25,836	24.48	
周南市	徳山市	104,672	339.87	15年4月21日	福山市	福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	新南陽市	32,153	64.21			新市町	21,695	53.10	
	熊毛町	16,038	70.50			福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	鹿野町	4,520	181.46			内海町	3,431	12.67	
千曲市	更埴市	39,402	78.99	15年9月1日	呉市	呉市	203,159	147.37	15年4月1日
	戸倉町	18,326	25.23			下蒲刈町	2,223	8.71	
	上山田町	6,821	15.62		新居浜市	新居浜市	125,537	161.30	15年4月1日
五島市	福江市	27,662	158.12	別子山村		277	73.00		
	富江町	6,399	49.44	人口は、平成12年国勢調査のデータ 新市の事務所の位置は、次のとおり。 新設合併：宗像市(宗像市)、静岡市(静岡市)、周南市(徳山市)、 千曲市(更埴市)、五島市(福江市) 編入合併：編入する市の事務所の位置					
	岐宿町	4,310	85.27						
	三井楽町	4,010	33.77						
	玉之浦町	2,197	68.36						
奈留町	3,955	25.26	16年8月1日 (告示： 15年8月1日)						
概要									
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、新市の名称・議会の議員・農業委員会の委員・特別職の職員・条例規則等の取扱いが違って来る最も基本的な事項である。建設計画の区域も、新設合併の場合は全域を、編入合併の場合は少なくとも編入される市町村の区域を対象とするなど、違いがある。									

6 その他

(1) 市町村合併関係 3 法案の概要について

別紙のとおり

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 6 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 5 月 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

(イ) 場所 香川町農村環境改善センター 2 階 大ホール

(別紙)

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（５年以下）、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べるができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、１又は２以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、

合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特例措置等

市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。

合併特例債は廃止する。

合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。

人口3万人以上を有すれば、地方自治法の規定にかかわらず市となることができる特例は廃止する。

下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。)と同内容。

- ア 市が新設合併後も市であること
- イ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- ウ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- エ 職員の身分取扱い
- オ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- カ 地方税の不均一課税
- キ 合併補正、地方債の配慮
- ク 流域下水道に関する特例
- ケ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- コ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

(1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。

(3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等において

は、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。

(5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。

(6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 合併特例区

(1) 市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容（(2)を除く。P 3 1 - 1 参照）。

(2) 特定合併市町村の特例（現行法にのみ規定）

特定合併市町村（平成 1 1 年 7 月 1 6 日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併を行った市町村）は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（5 年以下）、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

2 地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容（P 3 1 - 2 参照）。

3 現行合併特例法の経過措置

平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

4 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大 6 月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

5 施行期日

1、2 は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日。3 は公布の日。4 は公布の日から 6 0 日経過後の市町村合併について適用。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

- (1) 住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができる。(法人格は有しない。)

区の事務所 市町村の事務を分掌する。

地域協議会 地域の意見を取りまとめ行政に反映する。

ア 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

イ 権限

(ア) 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(イ) (ア)のほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

- (1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係都道府県の申請(総務大臣経由)に基づき、内閣が決定する。

関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。

合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

- (2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。

関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3 条例による事務処理特例の拡充

市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。

都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。

5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費（公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定）については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

(参考) 合併特例法等の適用について

根拠法令	市町村の合併の特例に関する法律（現行法）	市町村の合併の特例に関する法律（現行法）一部改正案	市町村の合併の特例等に関する法律案（新法案）注1（施行期日）																																	
対象市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村 ・平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村。 施行期日：公布の日	・平成17年4月1日～平成22年3月31日までに合併した市町村																																	
地方交付税の算定の特例	・特例期間：合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>16年度</td><td>10年度間</td><td>26年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：5年度	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	・特例期間：同左 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>16年度</td><td>10年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>10年度間</td><td>27年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：同左	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	17年度	10年度間	27年度	・特例期間：段階的に短縮 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>17年度</td><td>9年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>9年度間</td><td>27年度</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>7年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>7年度間</td><td>27年度</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>5年度間</td><td>26年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：同左	合併年度	期間	最終年度	17年度	9年度間	26年度	18年度	9年度間	27年度	19年度	7年度間	26年度	20年度	7年度間	27年度	21年度	5年度間	26年度
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
17年度	10年度間	27年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
17年度	9年度間	26年度																																		
18年度	9年度間	27年度																																		
19年度	7年度間	26年度																																		
20年度	7年度間	27年度																																		
21年度	5年度間	26年度																																		
合併特例債	・対象事業費の95%が起債可能 ・元利償還金の70%を交付税措置	同左	廃止																																	
地域自治区		市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する組織で、法人格を有しない。（地方自治法で規定 注2（施行期日）） ・地域協議会 地域の意見をとりまとめ行政に反映 構成員（市町村長が選任、任期4年以内、無報酬とできる） ・区の事務所 市町村の事務を分掌 <table border="1"> <tr><th></th><th>地方自治法</th><th>特例 注2（施行期日）</th></tr> <tr><td>手続</td><td>条例</td><td>関係市町村の協議</td></tr> <tr><td>長</td><td>事務所の長</td><td>区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）</td></tr> <tr><td>住所表示</td><td></td><td>地域自治区の名称を冠する</td></tr> </table>		地方自治法	特例 注2（施行期日）	手続	条例	関係市町村の協議	長	事務所の長	区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）	住所表示		地域自治区の名称を冠する	同左																					
	地方自治法	特例 注2（施行期日）																																		
手続	条例	関係市町村の協議																																		
長	事務所の長	区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）																																		
住所表示		地域自治区の名称を冠する																																		
合併特例区		合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する区を一定期間（5年以下）設置できる。 注2（施行期日） 注3（特例） ・区長（合併市町村の長が選任、任期2年以内、特別職） ・合併特例区協議会（予算は、協議会の同意を要する。規約で定める重要事項を実施する場合は、協議会の意見を聴かなければならない。） 構成員（合併市町村の長が選任、任期2年以内、無報酬とできる） ・課税権、起債権はない。 ・住所表示には、合併特例区の名称を冠する。	同左																																	
地域審議会	・合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認められる事項につき合併市町村の長に意見を述べる。 ・組織及び運営に必要な事項については、合併市町村の協議により定める。	同左	同左																																	

注1：施行期日は、平成17年4月1日 注2：施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

注3：平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併した市町村（特定合併市町村）は、議会の議決を経て設置できる。